

# 桑名駅西地区

# 区画整理ニュース 第76号

【発行】  
桑名駅周辺  
整備事務所

## 今年度の工事予定をお知らせします。

今年度も引き続き、先行建設街区及び駅北地区において工事を行います。

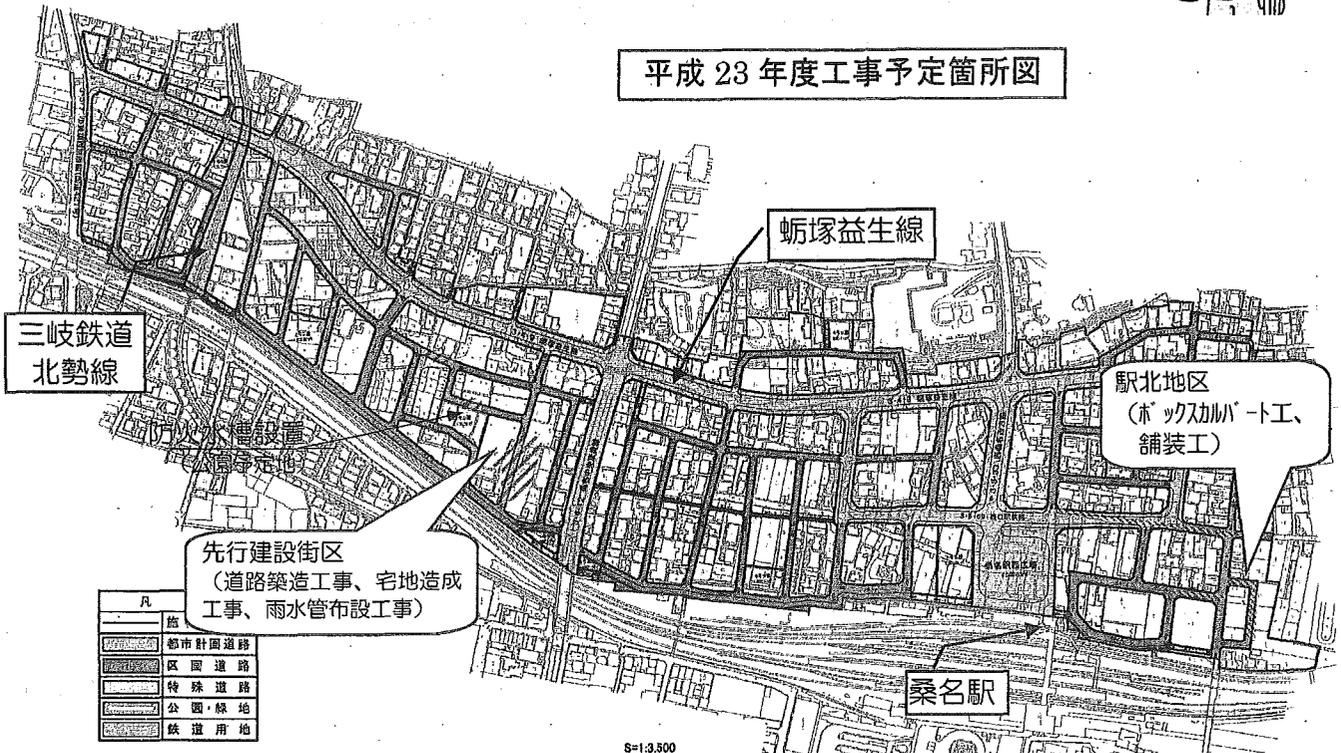
### ■工事内容

- ・先行建設街区の主たる工事内容は、道路築造工事、宅地造成工事、雨水管布設工事です。
- ・駅直近部（桑名駅北地区）の工事内容は、桑名スイミング様の北側における雨水管（ボックスカルバート）布設工事です。
- ・また、一部既設道路において仮汚水管路の設置、道路改修等を行います。
- ・工事の際には交通規制を行いますので、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

（※施工業者は2月中旬に決定予定です。工事期間、交通規制等については工事予告看板等にてお知らせする予定です。）



平成23年度工事予定箇所図



今回の整備工事に伴い、2月より順次、水道管、ガス導管、下水道(污水)管の布設および移設も行います。水道管は上下水道部水道課、ガス導管は東邦ガス、污水管は上下水道部下水道課が施工します。

近隣住民の皆様には施工者より別途工事概要についてお知らせします。

事業に対するお問合せ等がありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

桑名駅周辺整備事務所

TEL: (0594) 24-1368

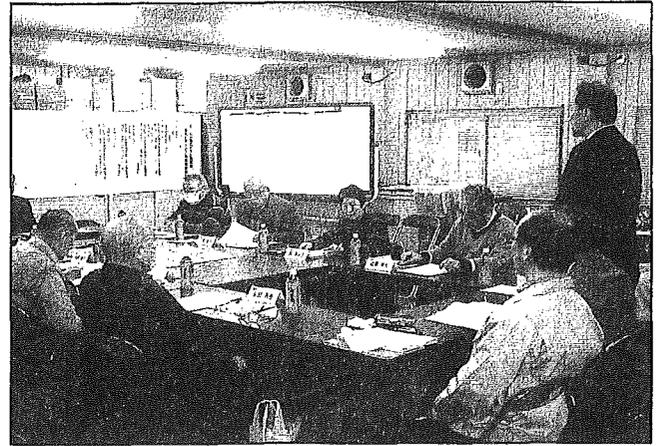
FAX: (0594) 24-6338

Email: ekishujm@city.kuwana.lg.jp

## ■第19回土地区画整理審議会を開催

平成24年1月21日事務所会議室において、第19回土地区画整理審議会を開催し、評価員の選任、換地設計(変更)、第7回仮換地指定及び仮換地の一部指定変更についてお諮りし、原案に異議のない旨答申をいただきましたので、2月20日付けで仮換地指定通知を発送する予定です。

このことにより、事業区域内の仮換地指定がすべて行われることとなります。



審議会の様子

### - 事務所からのお知らせとお願い -

#### ■権利変動届が必要です。

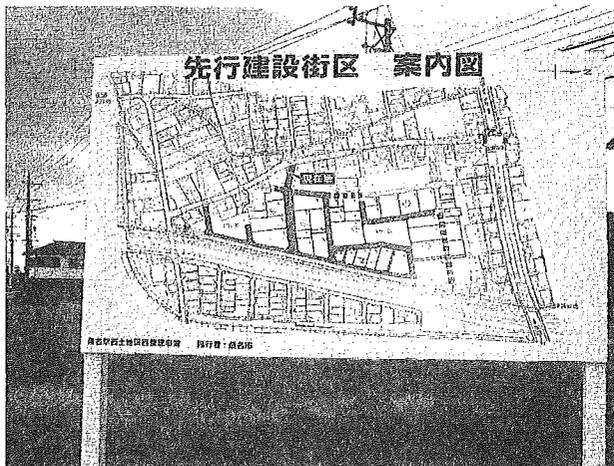
仮換地指定がすでになされた方で、その後権利の変動(相続・贈与・譲渡など)がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は桑名駅周辺整備事務所までお問い合わせください。(届出用紙は事務所にあります。)

#### ■事業用地の無断使用はできません。

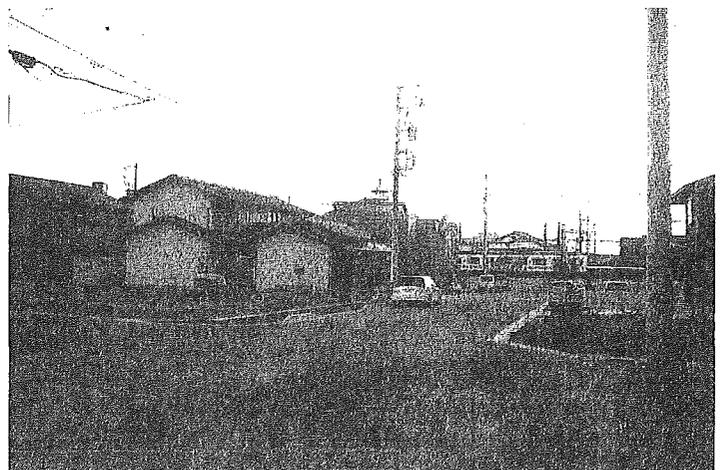
市が事業用地として取得した土地は無断使用ができません。一時使用の希望がある場合は、「行政財産使用許可申請書」の提出が必要です。事務所まで申し出てください。(申請書は事務所にあります。)

なお、申請書の提出に当たっては、必要事項を記入の上、使用希望日の1週間前には事務所へ提出ください。(決済の都合上、許可書の発行に時間がかかります。)

### ~~~~~ 先行建設街区で家屋の建築が始まりました ~~~~~



案内看板設置



建築風景